

四日市市文化会館使用許可書

6年10月22日

四日市市文化会館 指定管理者
公益財団法人
四日市市文化まちづくり財団 理事長



住 所 四日市市三栄町3-14 カタカミビル6F
団体名 一般社団法人四日市青年会議所
氏 名 地域活性化委員会 有川朋邦 様
電 話 059-351-2544

四日市市文化会館の使用を次のとおり許可します。

※許可後は団体名、氏名の変更が出来ませんのでご注意ください。また、申請者名と領収書の宛名は同一の名称となりますのでご了承ください。

| | | | | | | | |
|-----------------------------|---|-----------|-------------------|--------------------|--------------------|-----|-------------------|
| 使 用 目 的 (行事の名称) 内 容 | 4月度例会 | | | | 入場予定人員 80 人 | | |
| 使 用 日 時 及 び 使 用 施 設 | 使 用 年 月 日 (曜) | 使 用 施 設 名 | 使 用 時 間 区 分 | | | 摘 要 | |
| | 7・4・17 (木) | 第3ホール | 午 前 9:00~12:00 | 午 后 13:00~16:30 | 夜 間 17:30~22:00 | | 全 日 9:00~22:00 |
| | ・ () | | | | | | |
| | ・ () | | | | | | |
| | ・ () | | | | | | |
| | ・ () | | | | | | |
| 持 込 設 備 | | | | | | | |
| 会 場 責 任 者 住 所・氏 名 | <input checked="" type="checkbox"/> 申請者と同じ 〒510-0101 (電話) | | | | 記入者 (電話) | | |

| | | | | |
|---------------------|-------------|--|-------------|--|
| ※入場料 徴収等 区 別 | 入場料を徴収する | <input type="checkbox"/> 商業宣伝・営業等 (最高額 円) | 入場料を徴収しない | <input type="checkbox"/> 商業宣伝・営業等 (その他) |
| | | <input type="checkbox"/> その他 (最高額 円) | | <input checked="" type="checkbox"/> その他 |
| ※ 利 用 料 金 | 基 本 利 用 料 金 | | 加 算 利 用 料 金 | 合 计 |
| | | | 11,000 円 | 11,000 円 |
| ※ 備 考 (使用許可の条件等) | | | | |

備考 1 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
 2 第1、2、3、4ホール、展示室をご使用の方は別紙行事内容書を2ヵ月前までにご提出ください。
 ただし、財団が毎月発行する『催物ごあんない』に掲載希望の方は、使用月の2ヵ月前の10日までにご提出ください。
 ※期限までに行事内容書の提出がない場合、『催物ごあんない』のイベントスケジュールに掲載できませんのでご了承ください。ただし、第4ホールについてはABC全てご利用の催物に限らせていただきます。また、紙面の都合で掲載できない場合もありますのでご了承願います。
 3 第1、2ホールをご使用の方は概ね1ヵ月前より10日前までに打合せを行ってください。なお、下見、打合せ等でご来館の場合は、前もって各ホール担当者へご連絡願います。
 4 使用当日の附属設備及び備品等の使用については、係員の指示に従ってください。また、有料のものについては、使用内訳書に基づき、利用料金を当日納入していただきますのでご用意ください。

使用時間には準備から後かたづけを含みます。

No. 031910

文化会館を使用される皆様へのご案内

文化会館

○使用時間には、「準備」から「後かたづけ」まで含んでいますので、時間内にすべて終了するように催物を企画してください。

○入場料、またはこれに類するものを徴収する場合の利用料金は、右表をもとに算出しています。

| 入場者1人当たりの徴収額の最高額 | 割合 | |
|----------------------|------------------------|-------------|
| | 商業宣伝、営業、又はこれらに類する目的の場合 | その他の場合 |
| 1,000円以下 | 基本利用料金×2倍 | 基本利用料金×1.2倍 |
| 1,001円以上 3,000円以下 | 基本利用料金×2.5倍 | 基本利用料金×1.3倍 |
| 3,001円以上 | 基本利用料金×3倍 | 基本利用料金×1.5倍 |

禁

休館日 1月1日、1月2日、1月3日、1月4日、1月5日、1月6日、1月7日

TEL: 03-3251-1251-1252-1253-1254-1255-1256-1257-1258-1259-1250

員人室

○入場料等を徴収しない場合でも、商業宣伝、営業又はこれらに類する目的で会館を使用する場合には、基本利用料金の2倍の額となります。

○冷暖房利用料金は、第1ホール・第2ホールのみ頂戴します。

○すでに使用許可をしている場合でも、次に該当するときは許可の取り消し及び使用を停止することがありますので、ご注意ください。

1. 使用の権利を譲渡したり、転貸したとき
2. 使用目的及び使用条件に違反したとき
3. 会館の条例及び規則に違反したとき
4. 工事、その他会館の管理上やむを得ない事由が生じたとき

○会場の使用日・使用時間区分・使用施設の変更は、第1ホール・第2ホール・展示室については使用日の20日前まで、その他の会場は10日前までであれば1回に限り変更していただけます。この期間以降は取り消し手続きのうえ、新規のお申し込みをしていただくことになります。

○取り消しをされる場合、すでに納入された利用料金は原則として還付いたしません。ただし次の場合に限り還付いたします。

1. 災害・その他利用者の責に帰することができない理由で使用不能となったとき
2. 次に掲げる使用日前に、取り消しを申し出て認められたとき

| 還付割合 | 第1ホール、第2ホール、展示室 | 第3ホール、第4ホール リハーサル室、練習室、会議室 |
|------|-----------------|-------------------------------|
| 7割 | 60日前まで | 30日前まで |
| 5割 | 40日前まで | 20日前まで |
| 3割 | 20日前まで | 10日前まで |

※還付申請をするときは許可書、領収書の提出が必要です。

○施設の使用終了後は、施設・備品などを現状に回復し、職員の点検を受けてください。
○主催者は次のことを守っていただくとともに、入場者にも守っていただくよう徹底してください。

1. 各施設の定員を超えて入場させないこと。
2. 許可なく会館内外での寄付金品の募集、物品の販売もしくは陳列、または飲食物の販売、提供をしないこと。
3. 許可されていない施設等を使用したり、立ち入ったりしないこと。
4. 壁、柱、窓、扉などに貼り紙をしたり、釘類を打たないこと。
5. 入場者の安全確保の措置を講ずること。
6. 所定外での飲食、火気使用をしないこと。
7. 危険物を持ち込まないこと。
8. 騒音、怒声を発し、または暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

○使用目的によっては係員が会場内に立ち入る場合がございます。

○第1ホール・第2ホールの客席においては、緊急時の避難路確保のため補助席を設置することはできませんのでご了承ください。

○駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共交通機関をご利用いただくようお願いいたします。

○当会館には、バス専用駐車場がございませんので、ご了承ください。

また、周辺道路はすべて駐車禁止となっていますので、ご協力をお願いします。

○他会場へ響くおそれがございますので、太鼓をご使用になる場合は事前に職員へご相談ください。